

## 令和4年第4回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 8月30日～9月22日：24日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
8月30日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 認定第1号～認定第9号 3. 第30号議案～第37号議案 4. 議員提出議案第2号 [ 議案上程・提案理由説明 ]
8月31日	水	休 会		
9月 1日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
9月 2日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～認定第9号 3. 第30号議案～第37号議案 4. 議員提出議案第2号 [ 質疑・委員会付託 ]
9月 3日	土	休 会		
9月 4日	日	休 会		
9月 5日	月	休 会	委員会	
9月 6日	火	休 会	委員会	
9月 7日	水	休 会	委員会	
9月 8日	木	休 会	委員会	
9月 9日	金	休 会	委員会	
9月10日	土	休 会		
9月11日	日	休 会		
9月12日	月	休 会	委員会	
9月13日	火	休 会	委員会	
9月14日	水	休 会	委員会	
9月15日	木	休 会	委員会	
9月16日	金	休 会		
9月17日	土	休 会		
9月18日	日	休 会		
9月19日	月	休 会		
9月20日	火	休 会		
9月21日	水	休 会		
9月22日	木	開 議 午前10時		1. 認定第1号～認定第9号 2. 第30号議案～第37号議案 3. 議員提出議案第2号 4. 意見書案第9号～意見書案第12号 「 議提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決 」



## 諸 般 の 報 告

第4回中間市議会定例会

令和4年8月30日

(議決事件の条項、字句、数字等の整理)

1. 令和4年度第3回定例会に上程され、6月28日の本会議において議長に委任された「第24号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算(第4号)」の条項、字句、数字、その他の整理について、6月29日付で行った。

(報告書の受領)

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和4年6月22日、7月5日、8月15日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- (1) 令和3年度・令和4年度中間市水道事業会計 令和4年3月～令和4年5月分
- (2) 令和3年度・令和4年度中間市公共下水道事業会計 令和4年3月～令和4年4月分

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和4年6月20日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- (1) 中間東中学校 平成30年度  
令和元年度  
令和2年度  
令和3年度
- 中間北中学校 平成30年度  
令和元年度  
令和2年度  
令和3年度

4. 中間市債権管理条例第20条及び中間市債権管理条例施行規則第12条の規定により、放棄した私債権の報告書を、令和4年8月17日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件数	金額
住宅新築資金等貸付金	11件	20,522,340円
診療費	239件	2,301,452円
公営住宅使用料	30件	152,800円
市営自動車駐車場使用料	5件	61,020円
水道料金	944件	2,422,125円

5. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、令和4年8月22日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 令和3年度決算書

(地方自治法第244条の2第7項に基づく事業報告書を兼ねる。)

(2) 令和4年度事業計画書

(3) 令和4年度予算書

6. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、令和4年8月22日付で、市長から受領した。

(意見書の提出)

7. 令和4年6月28日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

(1) 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

(2) 「経済安全保障推進法」の廃止を求める意見書

(3) 国内の食料自給率引き上げを求める意見書

議事日程(第1号)

令和4年8月30日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 認定第1号 令和3年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 令和3年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 令和3年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 令和3年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 認定第9号 令和3年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
(日程第2～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第30号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 第31号議案 令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(日程第11～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第32号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第33号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第34号議案 中間市地域下水道施設改良基金条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第35号議案 中間市下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第36号議案 中間市公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(日程第13～日程第17 提案理由説明)

日程第18 第37号議案 中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例

(日程第18 提案理由説明)

日程第19 議員提出議案 中間市財政運営基本条例

第2号

(日程第19 提案理由説明)

日程第20 会議録署名議員の指名

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員 (16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

---

#### 欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	教育長 ……………	片平 慎一君
総務部長 ……………	田代 謙介君	市民部長 ……………	米満 孝智君
保健福祉部長 ……	篠田 耕一君	教育部長 ……………	船津喜久男君
建設産業部長 ……	村上 智裕君	消防長 ……………	林 誠志君
環境上下水道部長 ……………			末廣 勝彦君
総務課長 ……………	井上 篤君	財政課長 ……………	蔵元 洋一君
企画課長 ……………	持田 将一君	市民課長 ……………	松原 邦加君
下水道課長 ……………	高田洋次郎君		

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯	道雄君	書	記	志垣	憲一君
書	記	東	書	記	本田	裕貴君
		隆浩君				

---





午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより令和 4 年第 4 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、今定例会においても、新型コロナウイルス感染防止のため、議員の議席及び執行部席の間隔を空けておりますのでご了承をお願いいたします。

---

### 日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 9 月 22 日までの 24 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 24 日間と決しました。

---

### 日程第 2. 認定第 1 号

### 日程第 3. 認定第 2 号

### 日程第 4. 認定第 3 号

### 日程第 5. 認定第 4 号

### 日程第 6. 認定第 5 号

### 日程第 7. 認定第 6 号

### 日程第 8. 認定第 7 号

### 日程第 9. 認定第 8 号

### 日程第 10. 認定第 9 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、認定第 1 号から日程第 10 認定第 9 号までの令和 3 年度各会計決算認定 9 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

認定第 1 号から認定第 7 号までにつきましては、各会計別に一括して、提案理由を申し

上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差引額は13億4,210万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が41億120万円となり、前年度と比較しますと、5,080万円の減額となっております。市税収入減額の要因といたしましては、法人市民税が、新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の大幅な減収から若干の回復が見られたものの、個人市民税が新型コロナウイルス感染症の影響により減収となったこと、また、固定資産税及び都市計画税が土地・家屋の評価額の減少及び新型コロナウイルス感染症対策の減免措置により減収となったことから、これらの減少額が法人市民税の増加額を上回ったことによるものでございます。

また、市税徴収率につきましては、適正な債権管理及び徴収強化に継続して取り組むとともに、スマートフォンアプリ決済による収納を開始するなど納税機会の拡大にも努めた結果、前年度の96.9%から97.4%に向上しております。

歳入におけるもう一方の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと55億9,030万円となり、前年度と比較いたしますと4億240万円の増額となっております。

また、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましても、前年度より1億1,230万円の増額となる、4億9,210万円となっております。地方交付税の増額の原因といたしましては、普通交付税におきまして、市町村民税法人税割を中心とした基準財政収入額が減額となったこと、また、基準財政需要額に臨時費目として臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が創設され、特例的に再算定が行われたことによるものでございます。また、臨時財政対策債の増額の原因といたしましては、国の地方財政計画において、地方全体の発行額が増額となったことによるものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、まず、義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費におきましては、市立病院職員の整理退職に伴う退職手当組合負担金の増額等により、前年度と比較いたしますと2億6,140万円増額いたしております。

扶助費におきましては、住民税非課税世帯や子育て世帯等を対象とした各種臨時特別の給付金給付費の増額等により、前年度と比較いたしますと11億2,740万円増額の6億4,330万円となっております。

公債費におきましては、令和2年度末で閉鎖した病院事業に係る地方債を一般会計が承継したことに伴う元利償還金の増等により、前年度と比較いたしますと1億5,490万円増額となる12億1,280万円となっております。

次に、主な事業につきまして、ご説明を申し上げます。

総務費におきましては、ふるさと納税制度による寄附金収入が11億350万円と前年

度と比較して1億5,930万円の減額となりましたが、寄附件数が増加したことに伴い、ふるさと納税管理委託料は1,320万円増額の6億5,540万円となっております。今後とも創意工夫による自主財源確保に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症対策事業として、経営に大きな影響が生じている地域鉄道や路線バス、タクシー事業者に対し、令和2年度に引き続き、公共交通応援事業奨励金として5,340万円を交付いたしました。

民生費におきましては、市民税均等割が非課税である世帯等に対して、10万円を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として5億9,790万円を、子育て世帯に対して子供1人当たり10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金として5億3,510万円を、低所得のひとり親世帯等に対して子ども1人当たり5万円を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として7,490万円をそれぞれ支給いたしました。また、中間市総合会館ハピネスなかまにおきまして、ケアプールや浴室等を撤去し、空調設備の更新や照明器具のLED化、サテライトオフィス化を図るための改修工事を実施いたしました。この工事の完了に伴いまして、建物が老朽化していた子育て支援センターは、令和4年度からハピネスなかまに移転し事業を展開しております。

衛生費におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度から体制整備を進めておりました新型コロナウイルスワクチン接種について、希望する市民の皆様に対する接種を開始し、追加接種や対象者の拡大等にも適切に対応することができました。今後とも、医療従事者の皆様をはじめ関係機関のご助力を賜りつつ、市民の皆様にご健康で安心した生活を送っていただくため、国の方針に沿い円滑にワクチン接種事業が実施できるよう努めてまいります。また、感染した場合に重症化しやすい高齢者等に対するPCR検査費用の助成及び生活支援のため家庭用ごみ袋の無料引換券の全世帯への配布を実施いたしました。

労働費におきましては、緊急雇用対策として、県と足並みをそろえ、新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた労働者や就業機会が減少した個人事業主等に対して、短期の雇用機会を提供いたしました。

農林水産業費におきましては、老朽化の進んだ中底井野地区の農業用水路改良工事を実施し、農業環境の整備を行いました。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済を活性化するため、令和2年度に引き続き、30%のプレミアム付き商品券を販売いたしました。また、対象施設に一律15万円を支給する中間市感染防止対策協力一時金として3,570万円を支給し、売上げが減少する状況においても適切な感染防止対策を図りながら事業を継続しようと努力しておられる事業者の皆様を支援いたしました。

土木費におきましては、道路新設改良費につきまして、通学路整備工事や舗装補修工事など合計8件の工事を行っております。また、住宅建設改良費につきましては、中鶴地区

建替事業として4億3,230万円の工事費を支出し、老朽化が進んでいる深坂団地におきましては長寿命化を図るための改修工事を実施し、住環境整備を推進いたしております。

消防費におきましては、通信指令設備の機能維持のため高機能消防指令センター設備の中間更新を実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染防止のための設備や資機材を整備することで、コロナ禍においても安定的に消防及び救急活動を提供できる体制の構築を推進いたしました。

教育費におきましては、GIGAスクール構想に基づく市内全ての小中学校への校内通信ネットワークの構築及び1人1台のタブレット端末等の配備が令和2年度に完了したことを受け、オンライン教材やフィルタリングソフトを導入したほか、GIGAスクールサポーターの配置派遣及びICT活用研修を実施し、環境整備と利活用支援による教育ICTの充実を推進いたしました。また、校内での新型コロナウイルスへの感染を防止するため、保健衛生用品や定期的な消毒体制等を整備することで、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境の整備を図りました。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続き、特別会計につきましてご報告いたします。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は48億5,670万円、また、歳出総額は56億2,050万円となり、差引き7億6,380万円の不足が生じました。この中から前年度繰上充用金7億7,270万円を除く単年度決算につきましては、880万円の黒字決算となっております。この要因といたしましては、療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付となったことなどによるものであり、この過大交付分は、令和4年度に精算予定であることから、国保財政の根本的な改善には至っておりません。

また、国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置等の影響により、前年度と比較して4,760万円の減額となっております。なお、収納率に関しましては、前年度から0.85ポイントの上昇となる87.15%となっております。

次に、国民健康保険の概況につきましては、令和3年度の各月平均の加入者数は、9,839人となっており、前年度に比べまして296人減少しております。また、1人当たりの年間療養諸費は、前年度に比べ2万4,870円に増加いたしまして、34万9,045円となっております。令和4年度の国保財政につきましては、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金は被保険者数の減少に伴い減額となっておりますが、その財源となる国民健康保険税につきましても同様に減少することが見込まれます。加えて、令和3年度普通交付金の精算による歳出増、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免への財政措置の縮小に伴う歳入減等により、引き続き厳しい状況となることが想定されます。本市におきましては、この状況に対応するため、引き続き国民健康保険税の徴収強化、各種補

助金の活用等による財源確保、医療費の適正化による歳出抑制に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、歳入総額は、貸付金元利収入等970万円に対し、歳出総額は、繰上充用金等3億3,360万円で、差引き3億2,380万円の収入不足となりました。この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金助成推進事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差引額は90万円の黒字となっており、その主な歳出といたしましては、中鶴地区及び曙地区の下水処理場等を維持管理する経費でございます。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、平成27年度をもって地方債の償還が完了し、新たな用地の取得もないことから、収入支出とも生じておりません。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入53億3,230万円、歳出51億740万円となり、歳入歳出差引き2億2,490万円の黒字決算となっております。保険給付費は、43億5,330万円で前年度に比べ5,370万円、率にして1.2%減少しております。減少の要因といたしましては、認定者数全体は令和4年3月末現在において3,444人で、前年度に比べ0.8%増加したものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う介護サービス事業所の休業や利用控えが保険給付費の減少につながったものと考えられます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入4,940万円、歳出3,540万円となり、歳入歳出差引き1,400万円の黒字決算となっております。なお、要支援者の年間給付管理件数は、7,351件で前年度に比べて5.1%減少しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額8億3,550万円、歳出総額8億1,800万、差引額1,740万円の黒字決算となっております。歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。1,740万円の黒字決算となっておりますが、このうち1,640万円は、市町村の会計において出納整理期間中であり4月及び5月に納付されました被保険者からの保険料でございます。本年度、福岡県後期高齢者医療広域連合に支出するものでございます。今後も、福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、安心、信頼の医療の確保及び医療費の適正化並びに保険料の収納率の向上を図り、なお一層の効率的な運営に努力してまいります。

一般会計及び特別会計それぞれにおける決算概要は以上でございます。

最後に、令和3年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質収支は10億1,870万円の黒字、単年度収支は2億9,400万円の黒字となっております。また、基金残高は前年度から22億2,110万円増額の46億2,470万円となり、2年連

続の増額となっております。一方、地方債残高は前年度から2億7,680万円増額となる113億9,020万円となっております。これまで平成17年度から16年連続、ピーク時の約196億円から80億円以上の地方債残高の減額を達成してはりましたが、令和2年度末で閉鎖した病院事業会計に係る地方債の残高3億9,310万円を一般会計が承継したことにより、残高が増加に転じたものでございます。また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましても、実質公債費比率は前年度から3.7ポイント改善の5.6%、将来負担比率は前年度から31.1ポイント改善の13.9%でした。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましても前年度から2.7ポイント改善の83.5%となりました。いずれの数値も、財政健全化を目指す上でいまだ道半ばではございますが、財政構造の改善に向けた取り組みの成果が着実に実を結んでいるものと考えております。しかしながら、人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境の整備や公共下水道事業の推進等の市民ニーズの高い行政サービス、想定を上回る伸びを示す社会保障費及び公共施設の再編整備に必要となる財源の確保、国民健康保険事業における累積赤字解消といった諸問題も山積しております。今後とも財政の効率化により経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立し、地域活性化の取り組みをさらに推進し、地方創生の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付するものでございます。なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出いたしております。

次に、認定第8号、令和3年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金641万5,198円を全額繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきまして、収益的収入及び支出における総収益は、12億6,447万5,278円でございます。これに対する総費用は、12億6,148万5,825円で、当年度の純利益は、298万9,453円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入は、6億4,464万円で、これに対する総支出は、10億931万8,218円となり、差引き3億6,467万8,218円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

次に、令和3年度の排水処理状況及び水洗化状況について、ご説明申し上げます。

令和3年度の処理区域内戸数は1万7,912戸となり、前年度より2,181戸増加し、下水道普及率は87.7%となりました。水洗化状況につきましては、令和3年度の

水洗化戸数が1万6,197戸となり、前年度より2,451戸増加し、水洗化率は90.4%となりました。また、有収水量は、278万8,606立方メートルで、前年度より12万6,582立方メートル増加いたしております。令和3年度は、令和3年10月に地域下水道を廃止し、公共下水道に接続したことにより水洗化戸数及び有収水量は大幅に増加しておりますが、将来的には人口減少により有収水量の大幅な増加が期待できない状況でございます。また、敷設後25年以上が経過した老朽管がふえていくことから、施設の更新による費用の増大も見込まれます。このように、公共下水道事業を取り巻く状況は厳しさを増していくものと予想されますが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り下水道普及率の増加に努めると同時に、より一層の経営努力を重ね、事業運営をしていく所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、同条第6項の規定により、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて、提出いたしております。

次に、認定第9号、令和3年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金5億8,836万4,291円のうち、5,000万円を建設改良積立金へ積み立て、残余5億3,836万4,291円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきまして、収益的収入及び支出における総収益は、9億6,489万8,649円で、前年度と比較いたしますと、709万8,721円の減額となっております。これに対する総費用は8億7,534万5,594円で、前年度と比較いたしますと、2,719万2,675円の減額となり、当年度の純利益は、8,955万3,055円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入は、2億3,825万332円で、これに対する総支出は、7億4,868万5,609円となり、差引き5億1,043万5,277円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

次に、令和3年度の給水状況につきまして、給水戸数は2万8,989戸で、前年度より19戸減少しております。給水人口も5万9,243人で、前年度より698人減少しております。また、有収水量につきましても、546万5,287立方メートルで、前年度より13万4,716立方メートル減少いたしております。少子化などの影響による給水人口の減少に加え、節水器具の普及、大規模商業施設の閉鎖などにより給水量の減少が続く中、今後も給水収益の増加は期待できない状況でございます。それに対し、老朽化した施設の改良、管路等の耐震化も必要となっており、費用の増大が見込まれるため、水道

事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しくなることが予想されますが、今後も良質な水質の維持及び向上に向け、より一層、効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心で安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、同条第6項の規定により、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて、提出いたしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（中野 勝寛君）**

ただいま議題となっております各会計決算認定9件に対する質疑は、9月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第11. 第30号議案**

**日程第12. 第31号議案**

**○議長（中野 勝寛君）**

次に、日程第11、第30号議案及び日程第12、第31号議案の令和4年度補正予算2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

第30号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策のための事業の実施をはじめとして、普通交付税や国庫返還金の額の確定など予算の調製後に生じた事由に基づき既定の予算を変更するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、総務費におきましては、後ほど第37号議案で提案いたします、企業版ふるさと納税をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源として積み立てる基金を新たに設置することに伴う積立金に100万円、前年度の国庫支出金の額の確定に伴う返還金に660万円をそれぞれ計上いたしております。さらに、世界遺産である遠賀川水源地ポンプ室につきまして、今後、修学旅行等の誘致を進めるなどさらなる利活用を推進する上で大型バスに対応した駐車場の不足が障害となっており、駐車場不足による来訪機会の喪失、近隣への路上駐車といった諸課題を解消するため、ポンプ室前の河川敷に駐車場を整備するための経費に550万円を計上いたしております。また、財源調整として財政調整基金積立金を8,940万円減額いたしております。

民生費におきましては、中間市総合会館につきまして、生涯学習センターを含む複合施設となったことを踏まえ、令和2年度に行った実施設計の内容を見直す必要が生じたこと



から、改修工事の実施設計業務委託料に350万円を、また、県補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の軽減を図るため保育所等における給食費の材料費高騰分を補助する経費に640万円をそれぞれ計上いたしております。

また、コロナ禍の影響が長期化する中、感染拡大や物価高騰といった様々な困難な状況にあっても、社会生活の維持のため医療や介護、障がい者福祉の分野で事業を継続すべく奮闘しておられる事業者の皆様に対する事業継続支援緊急交付金として、民生費に2,040万円、衛生費に1,560万円、合計3,600万円を計上いたしております。なお、この事業につきましては、一般財源により実施することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となりますことから、今後、交付限度額が増額されましたら、それ以降の補正予算においてこの交付金を財源充当いたしたいと考えております。

農林水産業費及び商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍で原油や原材料価格の高騰、物価高騰の影響を特に大きく受けている業種の事業者の皆様に対しまして一律15万円を交付する中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金として、農林水産業費に450万円、商工費に7,800万円、合計8,250万円を計上いたしております。

教育費におきましては、国庫補助金の交付決定に伴い、授業で使用する大型モニターを追加購入する経費に340万円を、プログラミング教育の推進などいただいた寄附を活用した事業に250万円を、校外学習用バスを追加で借り上げるための経費に140万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入につきましては、地方交付税におきまして、普通交付税額が決定したことから、730万円を増額いたしております。なお、決定額につきましては、当初予算計上額とほぼ同額の45億9,210万円となっております。

国庫支出金におきましては、公立学校情報機器整備費補助金170万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に8,590万円を追加計上いたしております。

県支出金におきましては、保育所等給食支援事業費補助金に320万円を計上いたしております。

寄附金におきましては、先ほどご紹介いたしました教育費に対する寄附金といたしまして250万円を追加計上いたしております。

市債におきましては、発行可能額の決定に伴い臨時財政対策債を4,390万円減額し、総合会館複合化事業に320万円を計上いたしております。なお、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画における減額率を上回る減額という厳しい結果となっておりますことから、今後は一層の効率的な財政運営に努めてまいります。

以上により、歳入歳出それぞれ6,681万4,000円を追加し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ195億892万4,000円とするものでございます。

また、債務負担行為といたしましては、昨今の半導体不足等の影響により物品調達に時間を要する恐れがあることから、時期を前倒して契約する必要が生じたため、総務費におきましては、職員が使用する情報系ネットワーク端末機器140台の更新に伴う賃借料につきまして、また、民生費におきましては、生活保護システムの更新に伴う賃借料につきまして、本年度からの債務負担行為としてそれぞれ追加設定するものでございます。

次に、第31号議案、令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、令和3年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫負担金返還金を4,800万円、県負担金返還金を1,070万円、支払基金負担金返還金を70万円、また、地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫返還金を230万円、県返還金を130万円、支払基金返還金を20万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしましては、介護保険料低所得者軽減措置における一般会計繰入金を160万円、歳出補正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金を6,170万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,343万5,000円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ53億4,173万5,000円とするものでございます。なお、債務負担行為といたしまして、第9期中間市高齢者総合保健福祉計画策定支援業務を委託するための経費について、610万円を計上いたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和4年度補正予算2件に対する質疑は、9月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第13. 第32号議案

日程第14. 第33号議案

日程第15. 第34号議案

日程第16. 第35号議案

日程第17. 第36号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第32号議案から日程第17、第36号議案までの条例改正5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第32号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバーカードを利用し、日本全国のコンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書の交付を受けることができる、いわゆるコンビニ交付を可能にすることで、市民の利便性向上を図るものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、印鑑登録証明書について、現在、登録者本人または代理人が交付申請書に印鑑登録証を添えて市の窓口で申請し、市において適正と認められた場合に交付しておりますところ、これに加え、登録者がマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアなどに設置されております多機能端末機で申請することにより交付を受けることができるよう改正するものでございます。なお、本人確認につきましては、窓口での申請においては印鑑登録証またはその他の方法により行っておりますが、コンビニ交付におきましてはマイナンバーカードに記録された電子証明書により行うこととしております。また、条例の施行日につきましては、令和4年11月14日といたしております。

次に、第33号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国家公務員の育児休業制度の改正に伴い、本市においても国家公務員の制度に準じた改正を行うものでございます。国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が本年4月13日に公布され、10月1日に施行されることにより、現行では原則として1回までとされている育児休業の取得回数の制限が緩和され、育児休業を2回に分割して取得することができるようになり、さらに、通常の育児休業とは別に子の出生後8週間以内に取得することができる出生時育児休業についても取得回数の制限が1回までから2回までに緩和されることとなっております。また、同日付で施行される人事院規則の改正により、育児休業の取得要件の緩和措置等が実施される予定となっております。地方公務員の勤務条件につきましては、地方公務員法において国家公務員との権衡を考慮することとされていることから、地方公務員の育児休業等に関する法律については国家公務員の育児休業の取得回数の制限の緩和措置に合わせて改正されたところでございます。本市の条例についても人事院規則の改正と同様の改正を行うとともに、同法の施行に必要な規定を整備するものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、国家公務員における育児休業の取得要件の緩和措置と同様に、非常勤職員が出生児育児休業を取得する場合の要件を緩和するとともに、子が1歳以降の非常勤職員について夫婦交替での取得など柔軟に育児休業を取得することができるようにするものでございます。また、育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、再度の育児休業の取得に関して必要な規定を整備しております。なお、条例の施行日につき

ましては、法律等の施行日に合わせ、令和4年10月1日といたしております。

次に、第34号議案、中間市地域下水道施設改良基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和5年度以降に中鶴、曙両下水処理場の解体を予定していることから、施設の改良事業の財源に充当することとされております中間市地域下水道施設改良基金につきまして、解体工事等の財源に充当できるよう、基金もの用途を拡大するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、基金の設置目的を変更し、基金をその財源に充当することができる経費として、施設の除却及び災害復旧を追加いたしております。また、これに合わせて条例の題名についても改めることとしております。なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第35号議案、中間市下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

条例改正が必要な理由といたしましては、本市が行っております、直接投入型ディスポーザの社会実験が本年9月30日で期間終了となりますことから、今後は、同機器の設置使用者に対し、管渠施設等の維持管理費を請求できるようにするものでございます。

条例改正の内容といたしましては、直接投入型ディスポーザの下水道基本使用料加算月額200円を徴収することを定めるものでございます。なお、条例の施行日につきましては、社会実験終了の翌月の令和4年10月1日といたしております。

次に、第36号議案、中間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中間市公共下水道事業受益者負担金における延滞金の額の割合について、銀行貸付けの平均利率に基づき国が定める平均貸付割合に応じて決定することとする軽減措置を設けるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、延滞金の額の割合については、現在、納付期日後1カ月間は年7.25%の割合、その後は年14.5%の割合となっておりますが、当分の間、この割合を納付期日後1カ月間は延滞金特別基準割合に年1%の割合を加算した割合、その後は延滞金特例基金割合に年7.25%の割合を加算した割合とするものでございます。また、条例の施行日につきましては、令和4年10月1日とし、施行日以後に生じる延滞金に適用することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中野 勝寛君）**

ただいま議題となっております条例改正5件に対する質疑は、9月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第18、第37号議案、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第37号議案、中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例について、提案理由を申し上げます。

本市では、地方創生に向けた中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みに対する民間資金の活用を図るため、国が認定した地方公共団体の事業に対して企業が寄附を行った場合の税額控除の特例措置、いわゆる企業版ふるさと納税制度について、本年3月に内閣総理大臣から計画の認定を受けたところでございます。このたび国の認定を受けた計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業につきましては、令和6年度までの複数年にわたって実施することとしていることから、企業版ふるさと納税を積み立てるための受け皿として新たに基金を設置し、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ることを目的として、この条例を提案するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に必要な事項を定めるもので、基金の用途につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に限るものとしております。なお、条例の施行日につきましては、公布の日としております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第37号議案に対する質疑は、9月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第19. 議員提出議案第2号**

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第19、議員提出議案第2号、中間市財政運営基本条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

日本維新の会の蛙田でございます。余談ではございますけれども、昨年の7月より有権者の信任をいただきまして、本議会において、様々な議員としての活動をさせていただきました。初めてこういう登壇という形で、皆さん方にお話を申し上げますので、若干緊張しておりますから、多少無様の姿をお見せすることもあろうかと思いますが、ご容赦賜ればと思います。

ご指名により議員提出議案第2号財政運営基本条例案の提案理由を申し上げます。

本条例を提案するに当たりまして、条例案の基本理念及び理念の概要を説明し、提案理由といたします。本条例案の意図するところを十二分に説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたく存じますので、若干、長文の提案理由となりますことをご容赦ください。なお、本条例案の全文23条につきましては、お手元の条例案をご一読くだされば幸いです。

本条例案の目的は、本市の財政運営に当たり社会経済情勢の変化や市の実情に対応した施策を自主的かつ総合的に実施することで、将来にわたって健全で規律のある財政運営の確保を図り、市民の福祉を維持向上することにあります。

本条例の基本理念は、規律の確保、計画性の確保、透明性の確保であります。

まず第1に規律の確保であります。将来の世代に負担を先送りしない財政の規律を明確に定め、世代間の公平な負担を基本とし、市民の受益と負担の均衡を図ることで、規律ある財政の運営を図ることあります。第1に、収入の範囲内で予算を組むことを定め、その意思として収入の範囲内で予算を組む原則を定めております。詳細1として、現在と将来の市民負担の公平を図る観点から、収入の範囲内で支出を行うことと規定しており、詳細2として、予算を伴う新規施策にも見込まれる費用を賄える安定財源の確保に努めることと規定をしております。その2として、市債の適切な発行を行うことと定めております。詳細1として、市債発行に当たっては実施事業の必要性を精査し、返済にかかる将来負担が将来における健全な財政運営を損なわないように留意することを規定しており、詳細2として、市債発行は原則として、世代間の公平性等を担保するための建設地方債や返済経費の一部を地方交付税として国が財源確保する市債のみの発行とすることと規定をしております。詳細3として、上記以外の市債の発行に当たっては、将来に係る財源を確保でき、健全化判断比率が早期健全化基準を上回らない見通しがあることが明確な場合に限り規定をしております。その3として、反復・継続的な単年度貸付の禁止を定めており、詳細1として、実態的には長期貸付となる反復かつ継続的な単年度貸付を禁止することを規定しております。その4として、年度を超えた基金からの借り入れ禁止を明確化することと定めております。第2に、財政のリスクマネジメントを定め、その1として、環境の変化に伴って必要な事業の見直し・撤退などは先送りせず行うこととしており、詳細1として、新規事業を実施するときは、財政リスクの把握に努め、予算編成過程においてリスクを明示することとしております。詳細2として、事業開始後は損失の発生予防に努め、損失発生が確実なときは、損失の拡大防止のため、事業手法の見直し、事業の中止などの措置を講ずることとしております。その2として、損失補填等を原則禁止と定め、詳細1として、市以外の者の債務について、真にやむを得ない理由がある場合を除き、損失補償の債務を負担しない。詳細2として、やむを得ず債務を負担する場合は、その必要性等を公表するようルール化することを規定しております。第3に、権限・責任・受益に応じた適切な費用負担を定め、その1として、権限・責任・受益の度合いを踏まえ、適切な役割分担と費用負担を図ることとし、詳細1として、他の当事者や関係者との適切な役割分担・費用負

担を行うことを規定しております。詳細 2 として、国・県の制度・施策に対する提言を行い、適切な費用負担や義務付けの見直しなど必要な措置を求めることを規定しております。その 2 として、施策の水準と市民負担の状況のバランスを定め、詳細 1 として、施策の立案・見直しに当たっては、市域の行政の需要、財政状況、他の市町村における実施状況などを勘案し、施策の水準と市民負担の状況のバランスをとることを規定しております。その 3 として、受益者による適正負担の基本原則を定め、詳細 1 として、受益者が特定される場合は、公平性の観点から原則として使用料や手数料を定め、適切な負担を求めることとしております。第 4 に、その他といたしまして、事業等に係る基本的な留意事項を定め、詳細 1 として、民間で担うことができる事業等は民間に委ねる。市が行う場合も、民間の視点を重視することを規定し、詳細 2 として、市と市以外の者の役割分担や協働のあり方、実施の方法を十分に考慮することを規定しております。詳細 3 として、財政的援助は、事業主体の自主的な努力を促す制度とし、金額を精査することを規定しております。詳細 4 として、透明・公正な競争を通じて、事業等が効果的・効率的に行われるよう幅広く参入の機会を提供することを規定しております。

第 2 に、計画性の確保であります。財政の中長期的な見通しをもち、予測しがたい情勢の変化に対応、即応できる計画性のある財政運営を図ることあります。第 1 に、中長期的な財政状況の試算と公表を定め、詳細 1 として、予算審議や計画性な財政運営のため、中長期試算を公表することとしております。詳細 2 として、予算編成に先立って、翌年度の仮収支を試算・公表することとしております。第 2 に、財政健全化に係る目標の設定を定め、詳細 1 として、健全化判断比率について、早期健全化基準未滿に抑制することを明記しております。詳細 2 として、当初予算の編成、決算の公表に当たっては、健全化比率の算定・公表を行うと規定しております。第 3 に、計画的な基金の積立てを定め、詳細 1 として、公共施設の修繕・建て替えなどの経費に充てるため、計画的に基金を積み立てる。詳細 2 として、災害など緊急かつ必要やむを得ない財政需要に備え、必要な額を財政調整基金に積み立てることを規定しております。第 4 に、財政の現状・目標について市職員で認識を共有を定める。詳細 1 として、財政の現状・見通しと目標について、市職員への周知徹底を図ることを規定しております。

第 3 に、透明性の確保であります。市民の皆さんへの関心・理解を深め、信頼を向上させる財政運営を図ることあります。第 1 として、財務諸表など財政情報の積極的な公表を行う。これは、平成 27 年に出された総務大臣通知、統一的な基準による地方公会計の整備促進に基づき、全ての地方公共団体においては、統一的な基準による財務書類の作成をすることとの通知に従い、新地方公会計制度による財務 4 票の公開・公表を定め、その詳細 1 として、毎年度普通会計の財務諸表と特別会計等を連結した財務諸表を作成・公表することとし、詳細 2 として、財政状況の公表、これは地方自治法に基づき、年 2 回実施ということになっておりますが、これに関する他条例の規定を統合することを規

定しております。

第4に、特定事業の財政運営について、財政リスクや影響を管理・公表であります。第1に、財政上の配慮を要する事業について、財政リスクや影響を管理・公表を定め、詳細1として、大規模な公共施設・社会基盤施設の整備など、複数年にわたって財政上の配慮が必要な事業を特定事業として規定し、詳細2として、特定事業については、毎年度、事業実施期間における収支計画を策定・公表するとともに、決算に当たって、進捗状況や財政運営に与える影響額を議会に報告することとし、詳細3として、競艇事業の分配金について、競艇組合の事業益の分配・使途の方針に基づき、予算の分配について配慮ある取り扱いを行うことと定めております。

以上が、本条例案の提案理由とその概要であります。

ぜひ、本議会定例会において、十二分なご審議を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。私の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております議員提出議案第2号に対する質疑は、9月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第20. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において田口善大君及び柴田広辞君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前11時04分散会

---



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            中 野 勝 寛

議 員            田 口 善 大

議 員            柴 田 広 辞